飼い主のいない猫(野良猫)による被害について

印刷用ページを表示する 掲載日:2023年3月1日更新

飼い主のいない猫(野良猫)による被害について

新座市内では、飼い主のいない猫(野良猫)が繁殖し、近隣住民の敷地内等で「ふん尿をする」・「車などで爪とぎをする」・「花壇を荒らす」などの理由により、近隣の方が迷惑し、苦情が多く寄せられている事例があります。

野良猫が増える原因

野良猫が増える原因としては、次のようなことが考えられます。

屋外での無責任な工サやり

「野良猫がかわいそう」という理由で、不妊手術を行わないまま無責任に野良猫にエサやりを行っている方がいます。野良猫への無責任なエサやりは、近隣住民とのトラブルにつながります。「かわいそう」という思いだけで、屋外で不妊手術されていない野良猫にエサを与えると、次のようなことが考えられ、結果として、周辺の生活環境にも影響が出てしまいます。

- 1 猫同士で繁殖が盛んになり、子猫が生まれ、不幸な野良猫が増えること。
- 2 発情期の鳴き声やスプレー行為(縄張りを示すにおい付け行為)が増えること。
- 3 猫が集まり、猫の喧嘩による怪我、感染症や交通事故が起こる確率が高くなること。
- 4 エサの放置でエサ自体がゴミになり、不衛生になる(カラスなど猫以外の動物がそのエサに集まってくる)おそれがあること。

また、埼玉県では、以下のリーフレットを作成していますので、ご覧ください。

<u>ねこへの屋外でのエサやりを考える (別ウィンドウ・埼玉県作成リーフレット・PDFファイル・3.56MB)</u>

飼い猫の不適正な管理(飼い方)

飼い猫を不妊手術を行わないまま外飼いすると、屋外で野良猫と接触することで、「繁殖期に妊娠してしまう(妊娠させてしまう)」可能性が高くなり、不幸な野良猫が増える原因につながります。

また、飼い猫の所有者を明確に明示しない状態で屋外へ自由に移動させてしまうと、その猫が「飼い猫」か「野良猫」か区別できません(市として猫に関する苦情対応がうまくいかない理由の一つでもあります。)。感染症や交通事故といったトラブルを避けるためにも、飼い猫は屋内で飼うようお願いします。

野良猫対策について

このページでは、野良猫によるトラブルをなくす試みとして、公益財団法人どうぶつ基金による無料不妊手術事業(さくらねこ無料不妊手術事業)と地域猫活動を紹介させていただきます。

公益財団法人どうぶつ基金による無料不妊手術事業(さくらねこ無料不妊手術事業)

新座市では、公益財団法人どうぶつ基金から無料不妊手術チケット(以下「チケット」といいます。)の交付が受けられるよう行政枠の登録をしました。このチケットにより、協力病院において野良猫に無料で不妊手術を受けさせることができます。ただし、市からの交付に当たっては一定の条件があり、条件に合致しない方には交付できかねますので予めご了承ください、詳細につきましては環境課へお問合せください。

※ さくら猫無料不妊手術事業とは

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域 猫活動を行うボランティア 団体等と連携して TNR 事業を行います。 「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し 「さくらねこTNR (Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印 として耳先をさくらの花びらのように V 字カットする) 」を実施することで,繁 殖を防止し,「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ,飼い主 のいない猫に関わる苦情や,殺処分の減少に寄与する活動です。

参考リンク:公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術

https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campaign/story/

●令和5年度どうぶつ基金の無料不妊手術チケットの年間スケジュール

■ 令和5年度交付スケジュール

利用月	受付期間	利用期間	報告期限
令和5年4月	令和5年2月1日から令和5年2月28日 ※受付は終了しました。	令和5年4月1日から令和5年4月30日	令和5年5月8日
令和5年5月	令和5年3月1日から令和5年3月31日	令和5年5月1日から令和5年5月31日	令和5年6月7日
令和5年6月	令和5年4月1日から令和5年4月28日	令和5年6月1日から令和5年6月30日	令和5年7月7日
令和5年7月	 令和5年5月1日から令和5年5月31日 	令和5年7月1日から令和5年7月31日	令和5年8月7日
令和5年8月	令和5年6月1日から令和5年6月30日	令和5年8月1日から令和5年8月31日	令和5年9月7日
令和5年9月	令和5年7月3日から令和5年7月31日	令和5年9月1日から令和5年9月30日	令和5年10月6日
令和5年10月	令和5年8月1日から令和5年8月31日	令和5年10月1日から令和5年10月30日	令和5年11月7日
令和5年11月	令和5年9月1日から令和5年9月29日	令和5年11月1日から令和5年11月30日	令和5年12月7日
令和5年12月	令和5年10月2日から令和5年10月31日	令和5年12月1日から令和5年12月31日	令和6年1月9日
令和6年1月	令和5年11月1日から令和5年11月30日	令和6年1月1日から令和6年1月31日	令和6年2月7日
令和6年2月	令和5年12月1日から令和5年12月28日	令和6年2月1日から令和6年2月29日	令和6年3月7日
令和6年3月	令和6年1月4日から令和6年1月29日	令和6年3月1日から令和6年3月31日	令和6年4月8日

※チケット利用者から利用報告書が提出されるまでは、次のチケットの受付はできません。

※どうぶつ基金の無料不妊手術チケットの在庫状況により、上記スケジュール通りの交付ができない場合があります。

地域猫活動

各自治体では、猫による問題を地域で解決するため、「地域猫活動」と呼ばれる方法が進められるようになってきました。

「地域猫活動」とは、飼い主のいない猫の問題を「地域の環境問題」として捉え、地域住民・問題解決に取り組むボランティア・行政の三者が協力しあって、飼い主のいない猫を適正管理しつつ徐々に数を減らしていき、暮らしやすいまちづくりを目指していくという活動です。

埼玉県も身近に生じている野良猫問題を解決する一手段として注目されている「地域猫活動」について、具体的な取り組み方やポイントなどを分かりやすく解説した「地域猫活動実践ガイドブック」を作成しています(野良猫による迷惑を減らしたい人やかわいそうな猫を減らしたい人などがともに地域の問題として取り組む際、参照ください。)。

地域猫活動実践ガイドブック〜野良猫を減らすために〜 (別ウィンドウ・埼玉県作成リーフレット・PDFファイル・6.48MB)

啓発用チラシ

<u>啓発用チラシ (別ウィンドウ・PDFファイル・654KB)</u>



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。 Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。(無料)

このページに関するお問い合わせ先

環境課

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号 本庁舎3階

生活環境係

Tel: 048-477-1547 Fax: 048-477-1128 <u>お問い合わせはこちらから</u>